

## 景観計画区域（焼津市全域）～景観法第16条に基づく届出について～

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある規模の大きい建築物・工作物等の建築・建設等を行う場合には、景観法第16条第1項に基づき、建築基準法その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに、届出が必要となります。また、焼津市景観計画の第7章「良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）」に定める景観形成基準に適合する必要があります。

### 1. 届出の対象となる区域

焼津市全域（景観まちづくり重点地区<sup>【※1】</sup>は、届出の対象となる行為や景観形成基準等を別途定めます）

### 2. 届出及び通知<sup>【※2】</sup>の対象となる行為

分類	規模・要件	
建築物	高さが15mを超えるもの 延べ面積が1,000㎡以上のもの	
工作物	垣、さく、塀、擁壁等	高さが3mを超えるもの
	公共用歩廊等／橋梁等	長さが20mを超えるもの
	煙突、排気塔等／電柱、街灯等／送電鉄塔等／高架水槽等	高さが15mを超えるもの
	コンクリートプラント等／自動車車庫等／貯蔵施設／ごみ焼却場等	高さが15mを超えるもの 築造面積が1,000㎡以上のもの
地上に設置する太陽光発電設備	設置する区域の敷地面積が1,000㎡以上のもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積が1,000㎡以上のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
木竹の伐採	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
ライトアップ等	照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類するもの及び同敷地内に設置される投光器等	

### 3. 届出の適用除外

- 通常管理行為、軽微な行為その他の行為で政令<sup>【※3】</sup>で定めるもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設における整備及び許可を受けて行う行為（別途パンフレットがあります）
- 屋外広告物法の条例に適合する屋外広告物の表示等



【※1】：▽浜通り周辺▽花沢の里周辺ーの2地区で検討中ですが、条例施行時（H31.1.1時点）での指定はありません。

【※2】：国及び地方公共団体の場合は、景観法第16条第5項後段の規定により通知しなければいけません。

【※3】：景観法施行令第8条に定められていますが、詳しくはお問い合わせください。

#### 4. 行為の制限（景観形成基準<sup>【※4】</sup>）

建築物・工作物においては、「色彩」をはじめ「付属設備等」及び「緑化等」を定めています。

#### 5. 届出等の手続き

届出対象行為を行おうとする場合、以下に従い、届出をお願いします。また、行為の届出後に内容を変更する場合、調整が困難となることも予想されるため、届出対象行為のうち、建築物・工作物に係る行為については、あらかじめ「協議の申出<sup>【※5】</sup>」をしていただくことをお勧めします。

##### 届出の提出

届出書類等は焼津市景観まちづくり規則第4条第1項の規定に基づくもので、下記表は建築物・工作物に関するものです。2部提出してください。

鑑		景観計画区域内行為届出書（第2号様式）
添 付 書 類	位置図	方位及び行為地の付近見取図 ※縮尺 1/2500
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画 ※縮尺 1/100 ・縮尺、方位、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。 ・付近見取図もしくは配置図に撮影場所及び撮影方向を記入してください。
	計画立面図 ・ 断面図または 完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）※縮尺 1/50 ※景観形成基準取組書（参考様式）を使用してください。 ・建物だけでなく、出来る限り下記の内容を併せて表示してください。 【道路面、道路境界、敷地境界、外構（フェンス、屋外設備、植栽 等）】 ・カラーパースにより上記内容が表現されている場合には、立面図への着色や上記内容の表示は不要です。
	現況写真	行為地及びその周辺 ・実際に建築する場所だけではなく、敷地の周辺の状況が分かるものを添付してください。

【様式の入手方法】各様式は、焼津市ホームページからダウンロードできます。

##### 適合通知書の受領

届出のあった行為が景観形成基準に適合していると市が認めるときは、「景観形成基準適合通知書（様式第7号）」を発行し、届出をした方に通知します。適合通知書は、建築確認申請等（その他各種法に基づく手続き等）の際に、焼津市景観計画に適合していることを証明するものとしてご活用ください。

##### 完了の届出

届出した行為が完了した際には、当該届出に係る行為を完了したことを示す写真を添えて、「景観計画区域内行為完了届出書（第8号様式）」を1部提出してください。

【※4】：詳しくは、焼津市景観計画に基づく届出等の手引き第2編をご覧ください。

【※5】：当該届出の30日前までに焼津市景観まちづくり規則第8条第1項の規定に基づき、「景観計画区域内行為事前協議申出書（第4号様式）」を提出してください。必要に応じて書類を求めます。

##### 《市民や事業者様へ》

届出対象とならない小規模な建築物や工作物、開発行為等についても、市域の景観を構成する要素となっていることから、良好な景観を形成するため、当該景観形成基準等に適合するように配慮していただけますようよろしくお願いします。

景観計画区域内行為届出書

平成31年 1月 7日

(宛先) 焼津市長

行為届出書を提出する年月日を記入  
(建築確認等あるいは着手日の30日前まで)

届出者 住 所 静岡県焼津市本町〇-〇〇-〇〇  
氏 名 株式会社〇〇 社長 景観太郎 印  
(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)  
電話番号 054-812-0000

景観計画区域内において予定する行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

建築物等の名称	該当するところに「✓」		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（地区） <input checked="" type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外	
	地番	焼津市本町〇〇〇番地	
設計者*	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	住 所	静岡県焼津市宗高〇〇〇	
	事務所名	〇〇〇設計コンサルタント株式会社（電話 054-123-4567）	
	氏 名	代表取締役 景観 太郎	
施工者* (予定)	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	住 所	静岡県焼津市塩津〇〇〇	
	事務所名	株式会社〇〇〇建設（電話 054-812-1111）	
	氏 名	代表取締役 焼津 勝男	
行為の期間	着手予定	平成30年	5月 1日
	完了予定	平成31年	3月 10日

予定日でよい

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(焼津市記入欄)

空欄でよい

受付番号

該当するところに「✓」  
(建築確認申請等に準じて選択)

行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 ( <input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩 )		
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 ( <input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩 )		
	特定照明	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 改設 <input type="checkbox"/> 照明方式の変更		
	<input type="checkbox"/> 地上に設置する太陽光発電設備			
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
建築物の概要	用途	共同住宅、店舗、事務所		
	構造	RC		
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	1,105m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1,105m <sup>2</sup>
	建築面積	500m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>
	延べ面積	5,000m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	5,000m <sup>2</sup>
	最高高さ	30m	m	30m
	工作物を含めた高さの合計		33m	
	外観の変更に係る部分の見付面積		m <sup>2</sup>	
		仕上材	色彩 (マンセル値)	
屋根	スレート	灰色 (N6)		
外壁	タイル	ベージュ (5Y 7/1)、薄いピンク (10R 7/3)		
工作物の概要	種類			
	構造	使用している色が多い場合は、割合の多い色のみで構わない。 (割合の大きい順に記載)		
	規模 (高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、 届出対象行為の要件に該当するもの)			
	外観の変更に係る部分の見付面積	m <sup>2</sup>		
	仕上材			
	色彩 (マンセル値)			
特定照明の概要	種類 (個数)	HID 投光器 (6基)		
	照射物の高さ	14.5m		
開発行為の概要	区域の面積	m <sup>2</sup>		
	行為の目的			
	行為の内容			
その他の行為の概要	行為の面積	m <sup>2</sup>		
	行為の目的	再生資源等の堆積の場合のみ記入		
	堆積の高さ	m		

建築設備等及び緑化に関する景観形成基準取組書

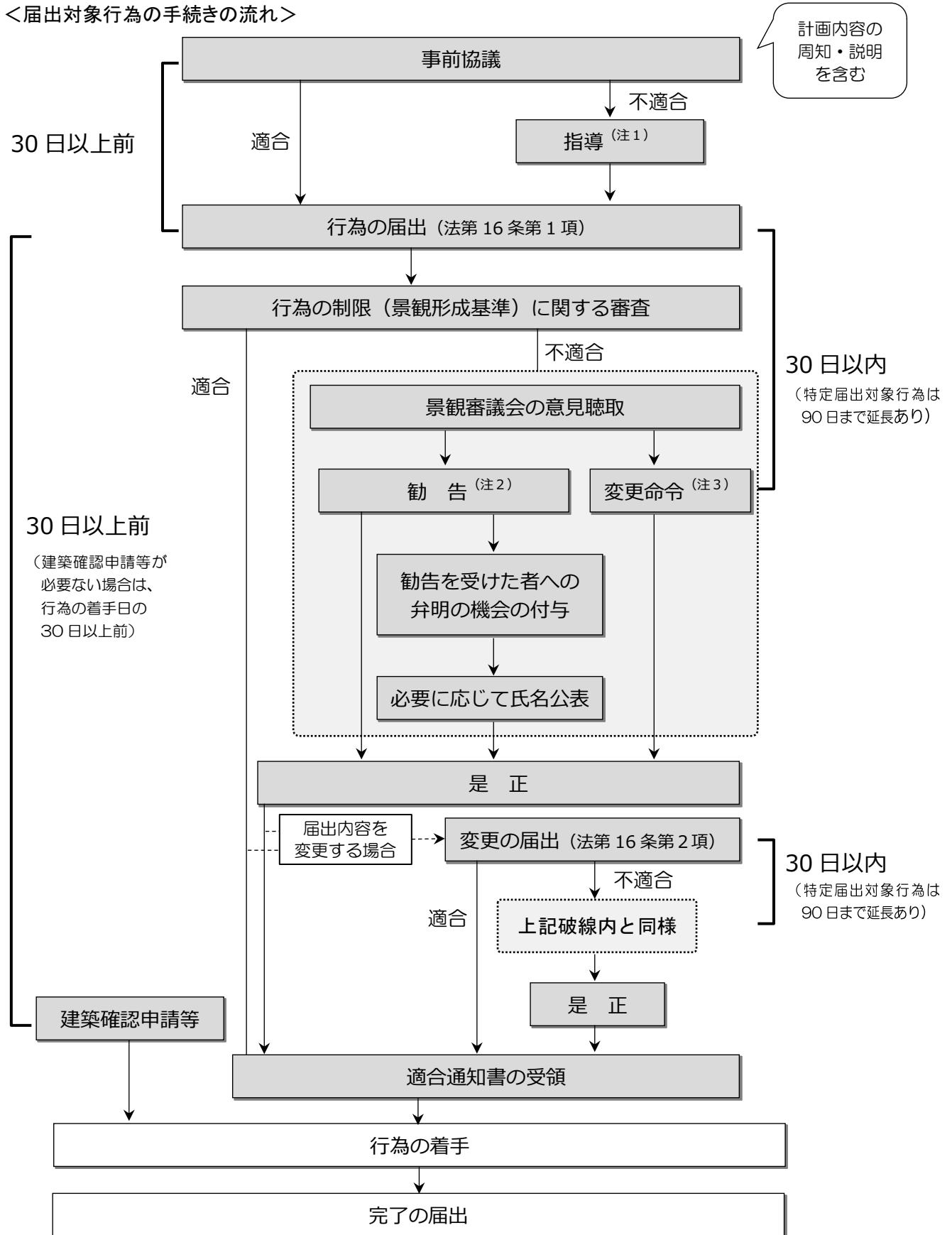
<イメージパース又は立面図及び配置図（縮尺は適宜）>

- 建築物や工作物に付属する設備等について、工夫した取組を記載してください。

- 緑化等について、務めた取組を記載してください。



＜届出対象行為の手続きの流れ＞



(注1) 建築物・工作物の配慮事項は、指導の対象とはならない。

(注2) 景観形成基準のうち、建築物・工作物の景観形成基準の「建築物・工作物の付属設備」、「緑化等」は、勧告の対象とならない。

(注3) 景観形成基準のうち、建築物・工作物の景観形成基準の「色彩」以外は変更命令の対象とならない。

【協議・届出窓口】

焼津市 都市政策部 都市デザイン課 計画担当

〒425-8502

焼津市本町5丁目6番1号

TEL：054-626-2160

FAX：054-626-2184

E-Mail：toshidesign@city.yaizu.lg.jp